

船舶事故調査報告書

平成26年7月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年3月2日 06時30分ごろ
発生場所	青森県平内町小湊港北方沖 平内町所在の安井埼灯台から真方位001° 0.8海里付近 （概位 北緯40° 58.5′ 東経140° 58.9′）
事故調査の経過	平成26年3月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{しんせい} 新生丸、4.6トン AM3-33481（漁船登録番号）、個人所有 11.65m (Lr) × 3.04m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、221kW（動力漁船登録票による）、昭和62年6月19日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年7月4日 免許証交付日 平成23年7月14日 （平成29年7月3日まで有効） 甲板員A 男性 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年11月20日 免許証交付日 平成23年9月29日 （平成29年7月16日まで有効） 甲板員B 女性 70歳 海技免状等 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、安井埼灯台北方沖の漁場において、刺し網4枚の揚網作業を開始した。 船長は、前部甲板の右舷側に設置された操舵場所では本船を微速で北西進させ、甲板員Aは、前部甲板の右舷側ブルワーク上に設置された揚網用ローラーを使用し、1枚目の刺し網の揚網作業を行った。

	<p>甲板員Bは、揚網を行った刺し網から漁獲物を外す作業を担当していたが、同作業は全ての刺し網の揚網が終了してから行うこととなっており、当時、寒かったので、右舷側通路から船体中央部の甲板上の構造物に上がり、構造物に設置されていた煙突に手を当てて暖を取っていた。</p> <p>船長及び甲板員Aは、刺し網の揚網作業を続けていたところ、平成26年3月2日06時30分ごろ、小湊港北方沖において、甲板員Bの叫び声が聞こえたので、船尾方を振り返ったところ、甲板員Bが落水したことに気付いた。</p> <p>甲板員Aは、甲板員Bを救助しようとして船尾方へ向けて走り、船体中央部から海に飛び込み、甲板員Bを抱きかかえた。</p> <p>船長は、本船を後進させ、付近にあった^{かぎ}の付いた^{きお}竿を甲板員Aが着ていた服に引っ掛けて2人を本船のそばまで引き寄せた後、本船に1人ずつ引き揚げようとしたものの、重くて引き揚げることができなかった。</p> <p>船長は、甲板員Aに向けて輪を作った状態のロープを投げ、甲板員Aが自身でロープを腕に巻いたので、前部甲板の船首側中央に設置されたクレーンを使用して本船に引き揚げる作業を開始したものの、ロープが腕に食い込むことを見て無理に引き揚げれば、甲板員Aが腕を負傷すると思い、同作業を中止した。</p> <p>船長は、甲板員A及び甲板員Bの体にロープをそれぞれ回して結び、本船から離れないようにロープを右舷船尾の^{たつ}に取り、付近で操業していた僚船に向かい、救援を依頼した。</p> <p>僚船の船長及び乗組員は、本船に移乗し、船長と3人で甲板員A及び甲板員Bを本船に引き揚げた。</p> <p>僚船の乗組員は、携帯電話で救急車を手配し、本船が、小湊港に入港後、甲板員A及び甲板員Bは、病院へ搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bの死因は、いずれも溺水であった。</p> <p>(写真1 本船全景、写真2 前部甲板右舷側に設置された操舵場所及びローラー、写真3 船体中央部の甲板上構造物の状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北～北西、風力 1～2</p> <p>海象：波向 北、波高 約50cm、海面水温 約2～3℃</p> <p>日出時刻：06時09分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の乗組員は、平素、船体中央部の甲板上の構造物から右舷側通路に下りる際、ブルワークを伝って下りることとしており、船長は、甲板員Bが、同通路に下りようとしてブルワークに足を掛けた時、滑って落水したものと思った。</p> <p>本船のブルワーク上端の幅は約20cmであり、木製の板が敷かれており、同板の両側にステンレス鋼製の枠組みがそれぞれはめ込まれて</p>

	<p>いた。</p> <p>甲板員Aは、毛糸の帽子をかぶり、ジャンパー、雨合羽のズボン、両手にゴム手袋及び長靴を、甲板員Bは、風呂敷をかぶり、合羽の上下、ゴム手袋及び長靴をそれぞれ着用していた。</p> <p>船長、甲板員A及び甲板員Bは、いずれも救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船には、無線が装備されていたが、故障していたので、使用できず、船長は、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>本船には、救命胴衣が備え付けられていたが、救命浮環はなかった。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、共に体調は良好であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>甲板員Bの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、小湊港北方沖において、刺し網漁の揚網作業中、甲板員Bが、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられるが、甲板員Bが落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Bは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>なお、甲板員Aは、甲板員Bが落水したことに気付き、甲板員Bを救助しようとし、救命胴衣を着用せずに海に飛び込み、死亡するに至ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小湊港北方沖において、刺し網漁の揚網作業中、甲板員Bが落水したため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本船の所属漁業協同組合は、本事故を踏まえ、落水者の救助の迅速化及び落水者以外の乗組員の二次災害を防止するため、各組合員に救命浮環を配付した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。 ・乗組員は、他の乗組員が落水したことを知った際、救命胴衣を着用せず、また、水温が低い状況で海に飛び込めば、二次災害が発生する虞があるので、直ちに救命浮環などの浮体を海面に投下するなどして船上から救助作業を行うこと。 ・暴露甲板で作業を行う際は、命綱又は安全ベルトを使用することが望ましい。

写真1 本船全景



写真2 前部甲板右舷側に設置された
操舵場所及びローラー



写真3 船体中央部の甲板上構造物の状況



煙突